

精神保健福祉センターにおける自死遺族支援

と自殺の実態把握の取り組み

○梶本まどか、西澤みち子、辻本 哲士、辻 元宏
(滋賀県立精神保健福祉センター)

北野 充 (北野医院・滋賀県法医学会)

1 はじめに

「自殺対策基本法」(平成 18 年施行)により、地方自治体の責務として自殺予防の取り組みが本格的に歩み出した。

滋賀県では、県庁主管課(健康推進課)、各保健所、精神保健福祉センター(以下、センターと略す)が役割分担をしながら、うつ病(自殺予防)対策事業として取り組んでいる。

当センターでは、平成 18 年度より遺族への支援を中心に活動を展開している。この取り組みの中で重点的に行った事業について報告する。

2 自死遺族支援の取り組み

- 1) 自死遺族支援の理解を深めるための活動
 - ア、住民向け啓発講演会の開催
 - イ、関係向け研修会の開催
- 2) 自殺発生時における学校等への緊急支援
(CIT 活動:クライシスインターベンションチーム)
- 3) 自死遺族への相談活動
- 4) 他機関・団体との連携
- 5) 「自死遺族の会」への支援
- 6) 自殺の実態解明のための調査の実施

3 官民協働による「自死遺族の会」への支援

当センターが平成 18 年度に開催した啓発活動を契機に、数回の準備会を経て、平成 19 年 10 月「風の会 おうみ」が正式に発足した。

平成 20 年度より毎月開催となり、現在 5 人の遺族スタッフとボランティアにより運営されている。当センターは会場の確保や経費の予算化、広報、個別相談等側面的な支援を行った。

参加人数は 4 月～12 月まで、実 17 人、延 74 人である。他府県の遺族の会やネットによる周知で当センターの継続相談につながるケースも増えた。

4 検案医師との連携による遺族支援の取り組み

平成 19 年度より、国立精神・神経センターによる「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」が全国のセンターを調査拠点として展開した。

当県では死亡検案に関わる医師からの強い要請により、自殺の実態把握と遺族支援の取り組みを実施した。遺族の了解のもとに、検案医師からの情報により、センター保健師から連絡をとり、早期に心理的ケアにつなぐことを試みた。

2007 年 11 月～2008 年 12 月までに 15 例の情報提供があった。以下に事例の状況を示した。

[症例の状況]

性別: 男性 12 人、女性 3 人
年齢: 平均 54 歳 (25～83 歳)
婚姻歴: あり 11 人、なし 4 人
既往歴: 精神疾患 7 人、身体疾患 3 人 なし 5 人
手段: 縊死 13 人、入水 1 人、中毒死 1 人

5 結果と考察

遺族のニーズや悲嘆の状況を的確に捉えた検案医師からの情報は重要である。保健師からの初回のアクセスに対し、遺族の受け入れは極めてスムーズで心理的抵抗感は殆どない。

遺族面接を通して詳細な情報を得る中で、様々な要因が複雑に絡み合っていることを実感した。精神科の受診歴は意外に高く、精神科医療や精神保健の質の向上や自殺未遂者等、自殺のリスクの高い人たちへのアプローチが急務である。

今後、このシステムが地域に拡がり、自殺予防や遺族支援体制の充実が望まれる。‘遺族支援はエンドレス’であり手探りの状態である。支援者が臆することなく丁寧な関わりを続けたい。